

(公 印 省 略)

白 子 育 第 0903001 号
令 和 6 年 9 月 3 日

認可保育所・認定こども園
入園児童保護者 各位

白杵市子ども子育て課長

白杵市休日保育事業実施日について（お知らせ）

平素より白杵市の児童福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

白杵市では、勤務形態の多様化に伴う休日における保育需要に対応するため、すみれこども園にて白杵市休日保育事業を実施しています。

この度、実施日について下記のとおり改定し、併せて利用の留意事項を記載しておりますので、ご利用に際しまして、ご確認いただけますと幸いです。

記

<休日保育実施日>

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）
3. 1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日まで

<留意事項>

- ・休日保育を利用する児童の保護者は、原則として、保護者のいずれかが勤務を要しない日等は当該児童を家庭で保育しなければならないため、休日保育の利用はできません。
- ・休日保育を利用する児童の保護者は、休日保育を利用する旨を在籍保育施設（現に入園している施設）へ事前に報告をお願いします。対象児童の円滑な受け入れを図るため、実施施設は在籍保育施設と連絡をする場合があります。

問合せ先
白杵市役所
子ども子育て課 保育担当
電話：0972-86-2716